

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年4月12日

奈良県監査委員	齋藤	信一郎
同	森田	康文
同	西川	均
同	亀田	忠彦

平成29監査年度 第2回分

ア本 庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>観 光 局</p> <p>観光プロモーション課</p>	<p>平成30年 1月23日</p>	<p><b>補助金の変更承認申請の不適切な取扱いについて</b></p> <p>補助金の交付において、変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、補助事業の進捗状況を確認していなかったため、当該事実を把握しておらず、年度末に変更承認申請書を受理し、変更承認を行っている事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう補助事業者への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>【一般財団法人奈良県ビジターズビューローの監査に基づく注意事項】</p>	<p>観光プロモーション課より一般財団法人奈良県ビジターズビューローに対し、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱の遵守の徹底に取り組むよう周知するとともに、平成29年度補助事業の進捗状況について報告を求め、変更申請の手続きが必要となる事業について適切な時期に変更申請を行うよう指導を実施した。</p>
<p>行 政 委 員 会</p> <p>労働委員会事務局</p>	<p>平成30年 1月23日</p>	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>平成27年度～29年度の平均使用料が48千円であったこと、月に最大23千円分を使用していたこと、平成29年度の年度末残高が約46千円であったことを確認した。</p> <p>平成30年度以降は、郵便切手等交付簿で残高を確認しつつ、不当労働行為救済申立事件の審査、あっせん等の手続における文書発送等に必要な切手を確保しつつ、適正な郵便切手の保有に努める。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
知 事 公 室 東京事務所	平成30年 1月23日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)	郵便切手の保有について、必要最小限となるよう努めている。 また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。
外国人支援センター	平成30年 1月23日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)	郵便切手の保有について、必要最小限となるよう努めている。 また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。
消防学校	平成30年 1月23日	<b>所得税の源泉徴収の誤りについて</b> 前回の監査において、報償費の支給に係る源泉徴収について誤りが判明したが、今回の監査においても、所得税法の適用を誤ったため、徴収税額に不足が生じている事例が認められた。 所得税法の適用については、十分留意のうえ適正に処理すべきである。(指摘事項)	所得税の源泉徴収について、所得税源泉徴収チェックシート等を活用し、源泉徴収税額に過不足が生じないよう職員に周知徹底を図った。 さらに、内部のチェック体制としてダブルチェックの徹底と、所得税法をはじめ関係規程等に基づき適正な事務処理に努める。
総 務 部 奈良県税事務所	平成29年 12月20日	<b>課税事務の遅延について</b> 個人事業税の課税事務について、課税対象業種等に係る確認調査を行った際、回答のなかった事業者に対し、その後の課税に向けた事務手続が行われていない事例が散見された。 今後は、複数でのチェック体制の強化を図るなど適正な課税事務の執行に努められたい。(注意事項)	個別の確認調査で回答のない者について迅速に再調査を行い、それでも回答のない者について税務署への確定申告書に基づいて課税判定を行い、早期に課税を実施することとした。 今後は放置案件がないように複数人でチェックを行うなど体制の強化を図り、適正かつ迅速な課税事務の執行に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>地域振興部</p> <p>万葉文化館</p>	<p>平成29年 12月20日</p>	<p><b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b></p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p><b>入札に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>展覧会用の作品運搬業務について、予算の裏付けのない翌年度に実施予定の業務を、当年度に実施する業務と一括して入札を行っている等の事例が認められた。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則を遵守するとともに、関係法令に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、保険料について「前払い」により適正に処理するとともに、支出時には複数の職員での確認を徹底するなど再発防止に努める。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則を遵守し、年度毎の業務について入札を行うなど関係法令に基づき適正な事務執行に努める。</p>
<p>図書情報館</p>	<p>平成29年 12月19日</p>	<p><b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>適時に資金前渡を行わなかったことにより資金不足が生じ、目的外の資金で支払ったもの、所属長による月例検査を実施していないもの等不適切な事例が散見された。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意したところであるが、今回の監査においても、契約事務、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。(指摘事項)</p>	<p>所属長による月例検査を徹底するとともに、資金前渡職員に対しても指導監督を行った。</p> <p>今後は現金の適正な管理に努める。</p> <p>指摘後、所属長が職員を集め口頭で指導し、さらに、日常的に具体的な案件について適正な事務処理を徹底するよう指導している。</p> <p>今後は、内部チェックの更なる充実を図り事務処理に誤りがないように努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
健康福祉部 中和福祉事務所	平成30年 1月23日	<p><b>生活保護費返還金等に係る多額の未収金について</b></p> <p>平成28年度末において、生活保護費返還金等に3,998万円の未収金が認められた。未収金残高は前年度よりも740万円増加し、不納欠損処分の額を加味すると、実質的に1,009万円増加している。</p> <p>今後も、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き回収促進に努めるべきである。            (指摘事項)</p>	<p>返還金発生を未然に防止するため 6月及び12月に収入申告義務に関する啓発文書の全戸配布や、担当ケースワーカーが収入申告義務について説明を行う際には、説明を受けた本人が署名押印する確認書面の徴取等の取組を徹底した。</p> <p>返還義務者に対しては、電話や訪問により支払を求めるとともに、債務者それぞれの生活状況に応じた弁済計画を立てるよう指導を行う。さらに、これまでの毎月の督促状送付に加え、長期滞納者に対して、6か月に1度の催告書の送付を開始した。</p> <p>未収金の回収について、今後も督促等を行い、より一層収納の促進に努め、適時に不能欠損処理を行うなど、債権管理を強化していく。</p>
吉野福祉事務所	平成30年 1月23日	<p><b>生活保護費返還金等に係る多額の未収金について</b></p> <p>平成28年度末において、生活保護費返還金等に1,656万円の未収金が認められた。未収金残高は前年度よりも327万円増加し、不納欠損処分の額を加味すると、実質的に356万円増加している。</p> <p>今後も、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、引き続き回収促進に努めるべきである。            (指摘事項)</p>	<p>平成28年度末における生活保護費返還金等に係る未収金の増加は、返還金額の確定及び返還方法について被保護者等との調整に時間を要したことによるものであり、調整後は速やかに返還金の履行延期に係る承認を行った。また、返還金等の未収が確認され次第、直ちに督促状を送付するとともに、訪問、電話等で督促を行い、それでもなお納付されない場合、4半期ごとに催告状を送付し納付を指導している。これらの結果、平成30年3月末時点での残高は、1,091万円まで減少した。</p> <p>今後も、返還に係る収入の早期の捕捉及び返還金額の確定に努め、未収金の発生の未</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
			然防止に努めるとともに、適切な債権管理を行い、未収金回収に努めていく。
登美学園	平成30年 1月23日	<b>修繕費の二重払について</b> 水道設備の修繕費について、二重払を行っていた事例が認められた。 今後は、債務確認の徹底とチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。(注意事項)	戻入処理を行い、返納義務者からの入金を確認した。 今後は、支出管理の徹底を図るとともに、複数の職員によるチェックを実施するなど、所属内のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努める。
こども・女性局			
高田こども家庭相談センター	平成30年 1月23日	<b>公有財産台帳への登載漏れについて</b> 取得した建物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理すべきである。(指摘事項)	当該建物の公有財産台帳への登載を完了した。 今後は公有財産と台帳のチェックを強化し、登載漏れが無いように努める。
医療政策部			
保健研究センター	平成30年 1月23日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、平成27年度末に比べて減少しているものの、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最少限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)	郵便切手の保有残高及び使用見込み枚数を勘案し、適正に必要な枚数の購入を行う。今後は、必要最小限の保有にとどめることとし、効率的な予算執行に努める。
くらし創造部			
橿原公苑	平成30年 1月23日	<b>支出科目の誤りについて</b> 産業廃棄物の処分について、委託料で執行すべきところを誤って役務費で執行していた事例が認められた。 今後は、適正な科目で支出されたい。(注意事項)	一般廃棄物の収集・運搬業務と同様な解釈をし、本来は委託料で執行すべきところ、誤って役務費で執行していた。 今後は、同様な支出に関して適正な支出科目を適用すると共にそれ以外の支出についても内容を精査し、適正な事務処理の徹底に努める。
消費生活センター	平成30年 1月23日	<b>重要物品の報告の遅延について</b> 重要物品について、平成27年度に処分したにもかかわらず物品管	今後、物品の異動があった場合には、適切にシステム入

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>理システムでの処分の手続が遅れて平成28年度に手続を行ったため、平成28年3月31日において所属長が作成する財産調書には処分した物品が登記されたままとなっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	<p>力を行うとともに、複数人による確認など内部のチェック機能の強化を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努める。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>高等技術専門学校</p>	<p>平成30年 1月23日</p>	<p><b>長期継続契約に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>長期継続契約について、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について（通知）」で定められている契約期間の限度を超えて、変更契約によりその契約期間を延長していた事例が認められた。</p> <p>今後は、当該通知に基づいた適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後はこのようなことがないよう、契約事務の執行に当たっては関係条例、規則、通知等に基づいた処理を行っているかをよく確認し、適正な事務の執行に努める。</p>
<p>農 林 部</p> <p>東部農林振興事務所</p>	<p>平成29年 11月27日</p>	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最小限の保有にとどめるなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>公用車の使用における事故について</b></p> <p>公用車使用中の事故（過失割合が一定以上のもの等）が多数認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の向上を図るとともに、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、郵便切手の適切な管理に努め、年間必要枚数を適正に把握した上で必要最小限の保有にとどめることとし、効率的な予算執行に努める。</p> <p>所属職員に対し、公用車使用中の事故防止のため、安全運転の徹底及び公用車の適切な管理を指導するとともに、事務所独自の交通事故防止に向けた取組の決定・実行、安全運転に関する情報提供、月例会議における交通事故防止の繰り返しの注意喚起の取組を行った。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>なら食と農の 魅力創造国際 大学校</p>	<p>平成29年 11月27日</p>	<p><b>かいへの事務の委任の範囲を超えた契約等について</b> 業務委託において、かいへの契約締結の委任限度額を超えた契約を締結し、かつ、その契約書を業務完了後に作成していた事例が認められた。また、業務着手から大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>公有財産台帳への登載漏れについて</b> 取得した工作物について、公有財産台帳に登載されていないものが認められた。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正に処理されたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、かいへの契約締結の委任の範囲を超えないよう、契約事務を行うとともに、適正な時期に契約書の作成を行うなど、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>当該工作物について、平成30年3月16日に公有財産台帳への登載を完了した。 今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>
<p>県土マネジメント部</p> <p>高田土木事務所</p>	<p>平成29年 12月20日</p>	<p><b>道路占用料の調定の遅延について</b> 道路占用料について、調定が遅延したことにより、条例で定められた納期限から収納が著しく遅延した事例が認められた。 今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>契約保証金の不適切な取扱いについて</b> 工事に係る契約保証金の納付は、保証事業会社の保証をもってこれに代えることができることとなっているが、保証を受ける前に契約を締結している事例が認められた。 今後は奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b> 前回の監査において、内部統制の充実について意見をつけたところ、今回の監査において一定の改</p>	<p>事務執行に当たって、調定の遅延を防ぐため計画的な処理を行い、個人・事業者別に必要な占用許可事務処理期間を勘案し処理を進めるとともに、占用料についてのチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後の事務執行に当たっては、契約を締結する前に保証事業会社等の保証を受けるなど、奈良県契約規則に基づいたものであるかよく確認するよう契約担当職員に周知徹底を行った。</p> <p>事務執行に当たっては、全ての職員に対し関係法令や規則等のより一層の周知の徹底</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>善は見られたが、契約事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。</p> <p>(意見事項)</p>	<p>を図り、個々の職員の理解を促進する。また、所内における情報共有や書類の確認の徹底等を図ることにより、決裁過程におけるチェック体制を強化し、引き続き適正な事務処理に努める。</p>
中和土木事務所	平成29年 12月19日	<p><b>道路占用料及び河川占用料の調定の遅延について</b></p> <p>道路占用料及び河川占用料について、調定が遅延したことにより、条例及び規則で定められた納期限から収納が大幅に遅延した事例が認められた。</p> <p>今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例及び奈良県河川管理規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>調定件数の多い道路占用料について詳細に事前チェックを実施し、道路・河川占用継続案件について、早期より事務手続きを開始し、条例等に基づく適切な事務の執行を行う。</p>
吉野土木事務所	平成29年 11月20日	<p><b>委託契約書の作成の遅延について</b></p> <p>業務委託において、業務着手後、大幅に遅延して契約書を作成していた事例が認められた。県が契約書を作成する場合、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>前回の監査において、内部統制の強化・充実について注意をつけたところ、今回の監査において一定の改善は見られたが、契約事務、支出事務について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>指摘のあった業務委託契約について、平成29年度分は年度当初に契約書を作成し、双方で記名押印し契約済である。</p> <p>今後も、奈良県契約規則及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後の事務執行に当たっては、職員に対し関係法令や規則等を周知徹底し、個々の職員の理解を深めるとともに、係内での複数職員による確認及び係長以上のより一層の慎重な確認等、チェック環境を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
まちづくり推進局			
幹線街路整備事務所	平成30年 1月23日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最小限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努めるべきである。(指摘事項)	郵便切手の保有について、必要最小限となるよう現在努めている。 また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。
奈良公園事務所	平成29年 11月16日	<b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b> 公共料金に係る資金前渡において、手続きが遅延したことにより入金が遅れ、前年度に資金前渡された資金の残額から一時的に支払ったものが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、資金管理を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)	平成29年度4月分の公共料金について、当該年度分の予算をもって資金前渡口座へ入金し、適正にこれを行った。今後も適正な資金管理の徹底及び支払事務の執行に努める。
奈良春日野国際フォーラム	平成30年 1月23日	<b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成28年度末の郵便切手の保有残高について、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のために使用枚数を的確に把握し、必要最小限の保有にとどめるなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)	郵便切手の保有について、必要最小限となるよう現在努めている。 また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。
教 育 委 員 会			
奈良北高等学校	平成30年 1月23日	<b>通勤手当の認定の誤りについて</b> 通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)	過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。 今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。
大宇陀高等学校	平成30年 1月23日	<b>物品の購入に係る不適切な事務処理について</b> 平成27年度及び平成28年度において、物品を購入する際に、物品購入伺書を作成しておらず、事前伺いなしに購入手続を行っていた。 また、物品の検収の際に、物品検査書を作成しておらず、検収担	物品の購入に係る事務処理について、奈良県会計規則及び関係通知に従い適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し、不適切な事務処理の再発防止に努める。

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>当職員と検収担当管理職の複数検収が行われていなかった。</p> <p>さらに、かい長が出納員に提出すべき物品購入調書を作成していなかった。</p> <p>物品の購入に当たっては、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適時に上記の書類を作成するとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるべきである。(指摘事項)</p>	
榛生昇陽高等学校	平成30年 1月23日	<p><b>行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収不足について</b></p> <p>学校施設の一部について、行政財産の目的外使用許可をし、育友会に食堂として使用させているが、食堂で使用する水道の子メーターが故障していたため、適正な水道料金を徴収していなかった。</p> <p>水道料金の徴収については、内部のチェック体制の整備を図り、事務の適正な執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>公債権の時効が5年であることから過去5年間の追徴金は既に徴収済みである。</p> <p>追徴金の積算根拠については、監査委員事務局の指導により弁護士事務所に相談の上最も合理的な算定・徴収方法であることを確認している。</p> <p>今後、水道料金の徴収については複数人で子メーターのチェックをすることとし適正な徴収に努める。</p>
磯城野高等学校	平成30年 1月23日	<p><b>通勤手当の認定の誤りについて</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b></p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日後の支出が認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払は、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適正に処理されたい。(注意事項)</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延については、奈良県会計規則及び関係法令等に基づき細心の注意を払い、適正な事務の執行に努め、併せてチェック体制の強化にも努める。</p>
大淀高等学校	平成30年 1月23日	<p><b>高等学校授業料に係る未収金の不適切な管理について</b></p> <p>高等学校授業料の未納者に対し、電話及び文書等による納付指導や督促状の送付等を行っておらず、また、未納者記録簿が作成されていないなど、徴収事務への取組において積極性が著しく欠ける</p>	<p>平成30年2月16日、授業料未納者へ督促状を送付し、その後、電話や家庭訪問による納付指導を行った。</p> <p>また、未納者記録簿を作成し、督促状況を記録した。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>事例が認められた。</p> <p>授業料は公法上の債権であり、5年間で消滅時効が完成することから、「奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱」に基づき、未納者への納付指導や督促状の送付、未納者記録簿の作成及び記録を確実にを行うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>監査当時は未納者13名、未納額504,900円だったが、現在は未納者1名、未納額29,700円(平成29年度第3期分)となった。</p> <p>残る未納者に対しては、引き続き納付指導を行っている。</p>
十津川高等学校	平成30年 1月23日	<p><b>支出科目の誤りについて</b></p> <p>一般廃棄物の収集、運搬について、役務費で執行すべきところを誤って委託料で執行していた事例が認められた。</p> <p>今後は、適正な科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p><b>生産物調書及び生産物出納簿の未作成について</b></p> <p>原材料費で購入した杉材、桧材等を用いて生産した生産物について、生産物調書及び生産物出納簿が作成されていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処理されたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、複数人による書類確認など、チェック機能の強化を図り、奈良県会計規則に基づき適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、生産物調書及び生産物出納簿を作成し、奈良県会計規則に基づき適正な事務処理に努める。</p>
奈良養護学校	平成30年 1月23日	<p><b>通勤手当の認定の誤りについて</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため1件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
奈良西養護学校	平成30年 1月23日	<p><b>通勤手当の認定の誤りについて</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため2件の過払いが認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(指摘事項)</p> <p><b>物品の購入等に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>平成27年度及び28年度に購入した物品について、かい長が出納員に提出すべき物品購入調書を作成していなかった。また、かい長は購入した物品を備品管理簿に登記</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。</p> <p>今後は通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p> <p>物品の購入等に係る不適切な事務処理について、物品購入調書の作成を行うとともに、備品管理簿に登記を行った。</p> <p>今後は、内部におけるチェ</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>していなかった。</p> <p>物品の管理に当たっては、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適時に上記の書類を作成する等とともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>ック体制を強化するため、物品購入調書の作成後と登記後を再度管理職が確認するようにした。</p>
二階堂養護学校	平成30年 1月23日	<p><b>委託業務完了前の支払について</b></p> <p>業務委託において、履行の完了時期を誤って、業務が完了する前に委託料の全額を支払っていた事例が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、履行完了期間を確認し、地方自治法及び奈良県会計規則に基づき適正な事務を執行する。</p>
警 察 本 部			
奈良警察署	平成30年 1月23日	<p><b>公用車の使用における事故について</b></p> <p>公用車使用中の事故（過失割合が一定以上のもの等）が多数認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の向上を図るとともに、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>事故原因の検証を行い、その結果を反映した交通事故防止のための指導を研修時に実施し、事故防止と安全運転に対する意識の向上を図った。</p> <p>また、公用車を使用する者に対し、幹部から安全運転と事故防止の注意喚起を随時行い、二輪車を使用する地域警察官に対しては、実際の現場を想定した設定でより具体的な運転訓練を実施し、運転技術の向上を図った。</p> <p>今後も継続した指導を行い、公用車の事故防止に努める。</p>
奈良西警察署	平成30年 1月23日	<p><b>公用車の使用における事故について</b></p> <p>公用車使用中の事故（過失割合が一定以上のもの等）が多数認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の向上を図るとともに、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>関係職員に発生状況を聴取して交通事故原因の検証を行い、全署員に対して朝礼や定例研修等を利用して、検証結果を反映した交通事故防止についての指導を行った。</p> <p>また、交通事故防止対策の一環として、運転席からは見えない、車両の死角の危険性を認識させるため、実車を使用して実践的な訓練を行った。</p> <p>今後も継続して、安全運転意識に関する指導を行い、全署員の交通事故防止に対する</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
生駒警察署	平成30年 1月23日	<p><b>公用車の使用における事故について</b></p> <p>公用車使用中の事故（過失割合が一定以上のもの等）が多数認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の向上を図るとともに、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>意識の向上を図り、公用車使用中の交通事故の絶無に努める。</p> <p>交通事故発生時において、事故の発生状況の聴取や発生原因の検証を行い、その結果を基に事故防止について個々具体的に指示をした。</p> <p>今後も、朝礼、署員研修、始業点検時に幹部による安全運転指導を行うなどあらゆる機会を通じて、継続的に安全運転意識の向上を図り、適切な使用の徹底に努めるよう指導し、公用車使用時の事故の絶無に努める。</p>
高田警察署	平成30年 1月23日	<p><b>公用車の使用における事故について</b></p> <p>公用車使用中の事故（過失割合が一定以上のもの等）が多数認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の向上を図るとともに、車両の適切な使用の徹底に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>交通事故発生直後、事故原因の検証を行い、朝礼や定例研修において、事故防止における基本動作である安全確認の徹底を指示した。</p> <p>また、警察署操練場にて、四輪車運転技能訓練を行い、運転技能の向上を図るとともに、危険予知訓練として、映像を用いて、より実践的な訓練を行い、交通安全への意識向上に努めた。</p> <p>今後とも、継続した安全運転意識に関する指導を行い全署員の事故防止に対する意識の向上を図り、公用車事故を防止する。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地方独立行政法人 奈良県立病院機構 (病院マネジメント課)	平成30年 1月23日	<p><b>医療機器の納入前に代金を支払った不適正支出について(西和医療センター)</b></p> <p>平成27年度の医療機器の購入について、西和医療センターにおいて、履行期限内に当該機器を設置することが困難になったにもかかわらず、納入業者に虚偽の納品書と請求書を作成させ、また、職員に虚偽の納品検査書類を作成させた上で、代金支払いのため機構本部にこれらの関係書類を進達していた事例が認められた。</p> <p>そして、機構本部においても、当該機器が高額な医療機器であるにもかかわらず、履行状況を十分確認しないまま代金を支払っていた。</p> <p>また、当該機器を平成28年3月31日に取得したこととして事実と相違した経理処理をしたため、平成27年度の決算書類の貸借対照表には「未払金」及び「器械備品」の計数が当該機器に係る247,363,200円を含めた計数でそれぞれ計上されており、決算の表示が予算執行の状況を正確に反映したものとはなっていない。</p> <p>既に、代金の返還等に係る事務手続は終了しているが、今後、このような事例が再発することがないように、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同契約規程に基づく適正な会計事務の執行とりわけ厳格な契約の履行確認と事業の進行管理に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>経営改善の取組について</b></p> <p>平成28年度の法人決算は、26億5,253万円の当期純損失を計上し、法人化後3年連続での赤字で、これにより累積欠損金が78億3,324万円となり、61億9,024万円の債務超過となっている。</p> <p>この状況は、法人設立2年後で黒字となることを計画していた当初の収支見通しから大きく乖離しており、中期計画を大幅に下方修</p>	<p>今回指摘のあった不適正支出について、一定額以上の備品購入等について総務担当理事による事前協議を義務づけるとともに、各所属と本部事務局の複数者で履行確認を行うよう内部チェック体制を強化するなど、再発の防止に努めている。今後も、関係法令や規程等に基づき適正な事務執行に努める。</p> <p>当法人は、法人化後3年間で約78億円の繰越欠損金が発生するなど厳しい状況にあるが、昨年2月に策定された「奈良県立病院機構改革プラン」に基づく経営健全化の取組を進め、経常損益の改善などの効果が見え始めている。</p> <p>具体的には、収益面で、救急患者など地域の患者を積極</p>

所属名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>せざるを得なくなった。</p> <p>また、年度末の短期借入金残額も3年連続で増加し、平成28年度末残額は38億8,000万円となっており、資金不足が常態化している。</p> <p>このような状況のもと、県が策定した「奈良県立病院機構改革プラン」を受けて、中期目標及び中期計画が見直され、その計画に基づき、法人では様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであるが、平成30年の総合医療センターの新築移転により、医業収益の増加が見込まれるものの、当面、これを上回る給与費、材料費、減価償却費等の経費の増加は避けられず、経営状況は更に厳しさを増すことが予想できるため、引き続き中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。(意見事項)</p>	<p>的に受け入れることで患者数が増加し、医業収益が増加しているほか、費用面では、医薬品の価格交渉の強化等を進め、材料費が減少したことなどにより、差し引きで経常収益が改善している。</p> <p>今後とも県民に質の高い医療を継続して提供していくためには経営の安定化が不可欠であり、改革プランに沿った経営改善を着実に実行してまいりたい。</p>
<p>一般財団法人 奈良県ビジターズ ビューロー (観光プロモーション課)</p>	<p>平成30年 1月23日</p>	<p><b>会計処理規程に沿わない現金の取扱いについて</b></p> <p>前回の監査において、一般財団法人奈良県ビジターズビューロー会計処理規程等に沿った事務の執行について注意したところであるが、今回の監査においても、同会計処理規程第15条の規定によらず、特別な事情がないのに収納した現金を即日銀行に預け入れている事例が認められた。</p> <p>今後は、諸規程に沿った適正な事務の執行に努めるとともに、現金の取扱いについては十分留意すべきである。(指摘事項)</p> <p><b>補助金の変更承認申請に係る不適切な取扱いについて</b></p> <p>補助金の変更承認の申請が必要となる事実が生じていたにもかかわらず、適時に申請が行われていない事例が認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>今後は、会計処理規程に基づき必要最小限の手許現金の保有にとどめることとし、その範囲を超える収納現金については銀行への預け入れを徹底するなど、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、補助事業の進捗管理を徹底するとともに、変更が生じた場合は、適宜、変更申請を行うなど、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正な事務の執行に努める。</p>